

課税所得証明（電子申込システムによる申請）のよくある質問と回答【令和5年1月23日時点】

No	質問	回答
1	課税所得証明はいつの分まで発行可能ですか。	最新年度を含めて5年間の発行が可能です。 ※ただし、各年度吹田市に課税情報が登録されていることが条件です。
2	マイナンバーカードを使って、コンビニで請求するのとどう違うのですか。	<p><マイナンバーカードを活用したコンビニでの交付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お近くのコンビニ等のマルチコピー機ですぐに発行が可能 ・証明手数料は1通200円/年度 ・発行できる年度は最新年度を含めた2年度分のみ <p><電子申込システムを使用した交付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのメンテナンス時以外はいつでも申請が可能です。 ・年度途中で転出された方など、コンビニでの交付サービスが利用できない方でも利用が可能です。 ・証明手数料は1通250円/年度 ※+郵送料(実費)が必要 ・発行できる年度は最新年度を含めた5年度分 ・申請をしてから、証明がお手元に届くまで1週間程度必要
3	申請したのに発行ができない場合がありますか。	発行ができない理由の主なものは以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市に課税権がない (市民税の賦課期日1/1に吹田市に住民登録がない等) ・収入がない場合も含め、収入の申告をしていないなど、市民税の課税(または非課税)情報が登録されていない
4	家族2人分(夫婦)の課税所得証明書が欲しい場合はどのように申請すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムでは、同じ世帯のご家族2名分までは一つの申込で同時に申請できるようになっています。 ・本人確認書類の添付は2名分必要です。
5	申請に必要なものは何ですか	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(申請者全員分) ・証明発行に必要な費用(システムの電子決済機能によりお支払いいただきますのでクレジットカード等をご用意ください)
6	証明発行に必要な費用はいくらですか	<ul style="list-style-type: none"> ・証明発行手数料(1通250円/年度) ・郵送料(84円～) <p>が必要となります。</p> <p>※申請受付後に市から送信する電子決済をお願いするメールに確定した金額を記載しています。</p>
7	手数料等はどのようにして支払えばよいですか。	電子申込システムの決済機能(クレジットカード等による電子決済)によりお支払いください。※現金でのお支払いはできません。

No	質問	回答
8	申請の流れを教えてください。	<p>① 【申請者】必要事項を吹田市電子申込システムから申請</p> <p>② 【吹田市】申請内容について、不備がないか等を確認します</p> <p>③ 【吹田市】登録いただいた電子メール宛に確認結果を送信 不備等なし:「決済を案内するメール」を送信 不備等あり:「添付書類の追加等をお願いするメール」を送信</p> <p>④ 【申請者】決済依頼メールが届いたら、支払い手続きを実施 ※決済案内メールを送信後、1週間が経過すると申請がキャンセルとなりますので、ご注意ください</p> <p>⑤ 【吹田市】決済確認後、市から証明書を発送します</p>
9	申請から発送までどの程度の日数がかかりますか。	<p>概ね 1 週間程度と見込んでいます</p> <p>※ただし、申請内容に不備がある場合や、電子決済に時間を要した場合は、もう少しお時間を頂戴いたしますので、お時間に余裕をもってご申請ください。</p>
10	代理人でも申請できますか。	<p>電子申込システムで、課税所得証明書を申請できるのは<u>本人のみ</u>です。</p> <p>代理人が申請される場合は、郵送での申請をお願いします。</p>
11	マイナンバーカードを持っていないくても、電子申込システムを利用できますか。	<p>電子申込システムは、マイナンバーカードをお持ちでなくても利用可能です。</p> <p>なお、本人確認書類として、運転免許証などの画像添付が必要になります。</p>
12	領収書が必要な場合はどうしたらいいですか。	<p>希望する方には、電子申込システムを通じて PDF でお渡しします。</p> <p>電子申込システムの申請フォームの中に、「領収書が必要ですか。」という項目がありますので、不要⇒必要に変更してください。</p> <p>また、課税所得証明書を受け取った後、領収書を必要とされる場合は、申請日と整理番号をお手元にご用意の上、税制課にお電話かメール(zeisei_app@city.suita.osaka.jp ※zeisei の後ろに、アンダーバーが入ります。) でご連絡ください。</p>
13	申請後、課税所得証明書が不要になった場合はどうすればいいですか。	<p>決済が終わるまでなら、キャンセルをしていただくことは可能です。</p> <p>しかし、申請後、最初の開庁日に仮受付(申請内容のロック)をされます。</p> <p>取下げ(キャンセル)を希望される場合は、税制課までお電話でご連絡ください。</p>

No	質問	回答
14	申請後、発行する年度や枚数を変更する場合はどうすればいいですか。	<p>決済が終わるまでなら、申請内容を変更していただくことは可能です。しかし、申請後、最初の開庁日に仮受付(申請内容のロック)をされます。</p> <p>取下げ(キャンセル)を希望される場合は、税制課までお電話でご連絡ください。</p>
15	申請内容照会のパスワードを忘れました。どうすればいいですか。	<p>パスワードは、課税所得証明書の申請をいただいた際に送信しています「課税所得証明書の電子申請を受け付けました」というメールに記載されていますので、そちらをご確認ください。</p> <p>もし、メールが見つからない場合は、再送しますので、税制課までお電話でご連絡ください。</p>
16	処理状況の確認はできますか。	<p>吹田市電子申込システムの メニュー>申請内容照会 から、いつでもご自身の申請内容や処理状況を確認していただくことができます。</p> <p>なお、申請内容照会には、「課税所得証明書の電子申請を受け付けました」メールの整理番号とパスワードが必要になります。</p>